

碧南市都市計画マスタープランの 見直しについて

目次

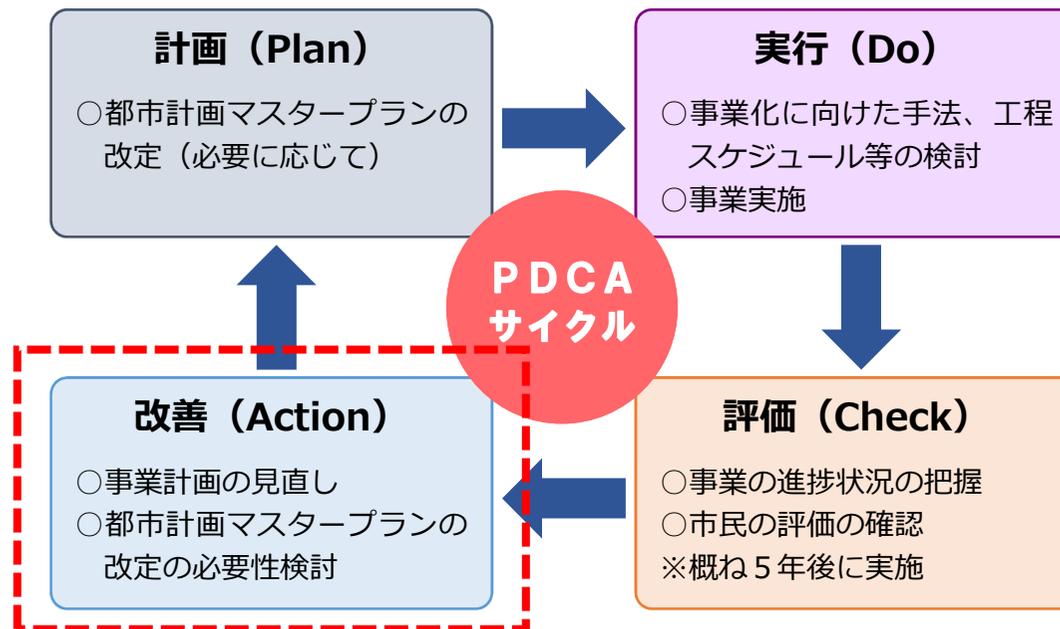
1. 計画見直しの趣旨	P 3
2. 見直し項目の検討	P 5
3. 見直し内容	P 7

1. 計画見直しの趣旨

計画見直しの趣旨

- 碧南市都市計画マスタープランは、2030（令和12）年を目標年次として、2019（令和元）年に策定しています。
- 本マスタープランでは、計画（Plan）に基づき実行（Do）し、その成果を評価（Check）した上で、必要に応じて改善（Action）を行い、計画（Plan）の見直しへとつなげていく「PDCAサイクル」を実践することとしています。
- このPDCAサイクルにおいて、策定から概ね5年後に評価（中間評価）を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ事業計画を見直すことが位置づけられています。これを受け、中間評価を行ったところ、計画の一部を見直す必要が生じました。

PDCAサイクルによる進捗管理



2. 見直し項目の検討

見直し項目の検討

■見直しの考え方

- ・第6章3（2）計画の見直しの考え方（p98）において「（当初の想定からの）状況変化に対し、方針転換が求められる場合において、柔軟に本計画の必要な箇所を見直す」とされています。

①当初の想定からの状況変化

- (1)山下町は見直し前の都市計画マスタープランで「新たな住宅地の整備」が位置づけられていましたが、令和元年度の山下地区市街地整備基礎調査において、災害リスクが高いことが明確となったことから、住宅地とするのは避けることが望ましいと判断されました。
- (2)令和6年5月に「第2期碧南市教育大綱」が改定され、「民間教育施設と連携し、増加する外国人の学びの場の維持・拡充を図ります。」との方針が盛り込まれました。この施策は施設整備を伴うことから、本施策の推進を図るため、都市計画マスタープランへの位置づけが必要です。

②各種個別事業の進捗状況等の反映

- ・中間評価により把握した各種個別事業の進捗状況等を踏まえ、完了した事業に関する文言や図を修正するなど、必要に応じて計画の部分見直しを行います。

3. 見直し内容

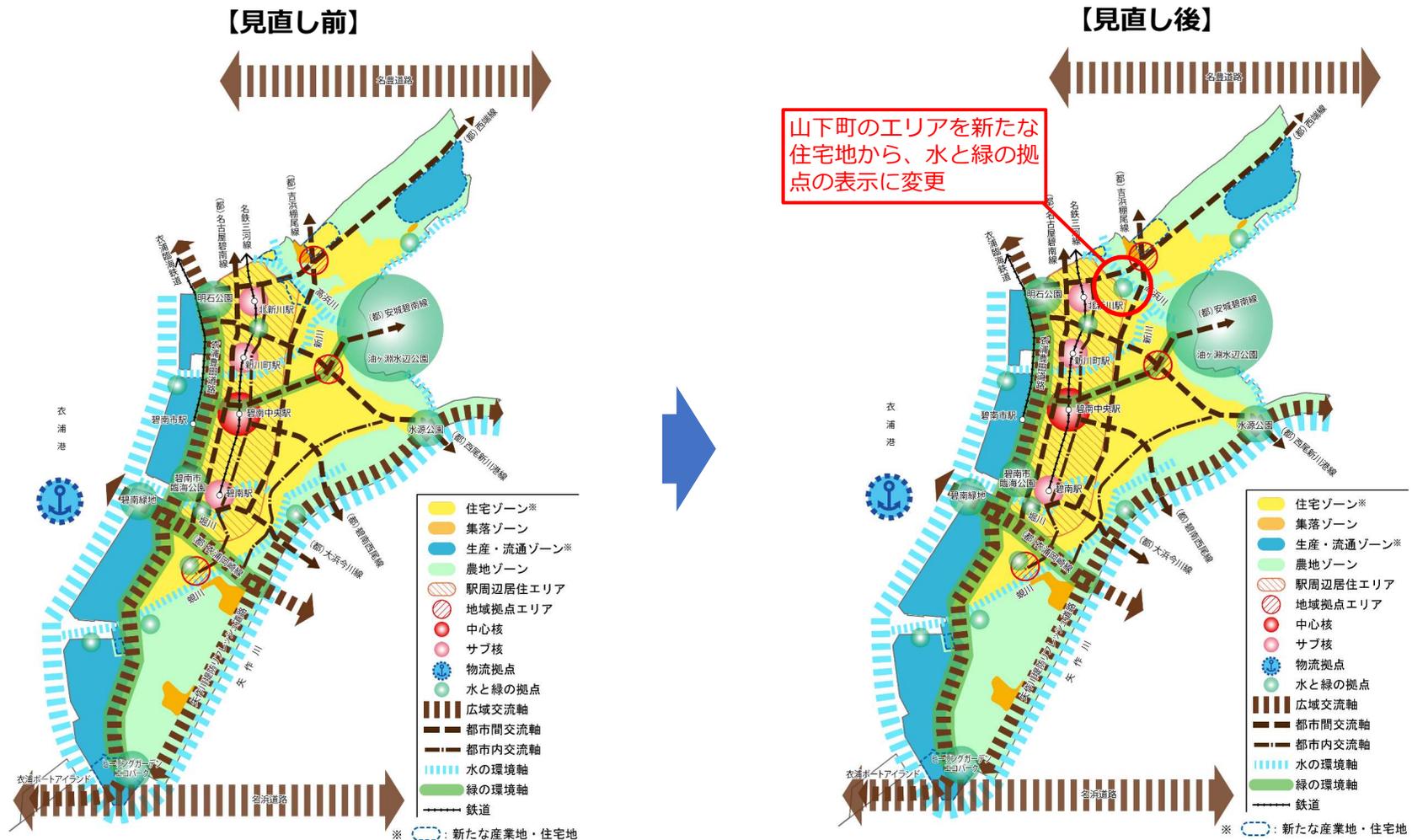
見直し内容 将来の都市構造

【34ページ】

第3章 都市づくりの理念と目標

4. 将来の都市構造

図3-4 将来都市構造図（20～30年後）



見直し内容 全体構想－都市施設等の整備の方針

【37ページ】

第4章 全体構想

2. 都市施設等の整備の方針

(1) 都市施設等（共通）の方針

【見直し前】

3) 都市施設(*)等の長寿命化を図る等、持続可能な都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 碧南市公共施設等総合管理計画(*)に基づき、効率的な修繕や更新を行い都市施設(*)等の長寿命化を図ります。
- ② 都市施設(*)等の複合化や多機能化について検討し、必要に応じ集約を図ります。



【見直し後】

3) 都市施設(*)等の長寿命化を図る等、持続可能な都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 碧南市公共施設等総合管理計画(*)に基づき、効率的な修繕や更新を行うとともに、実施状況のフィードバック、進捗評価、計画の見直しを行うPDCAサイクルを確立し、都市施設(*)等の長寿命化を図ります。
- ② 都市施設(*)等の複合化や多機能化について検討し、必要に応じ集約を図ります。

碧南市公共施設等総合管理計画の改定（令和4年3月）において、見直しのポイントとして「PDCAサイクルの確立」と「マネジメント方針の評価」が挙げられたことから、これらの考え方に基づき、進捗管理に関する記載を追加

見直し内容 全体構想－都市景観の形成の方針

【47ページ】

5. 都市景観の形成の方針

【見直し前】

2) 市民・事業者・行政が協働して、都市景観の保全・創造に取り組めます。

(整備方針)

- ① 景観計画(*)は、市民・事業者・行政が協働して策定するとともに、連携して計画を推進します。
- ② 地域の重要な景観資源は、景観法に基づく景観重要建造物(*)や景観重要樹木(*)に指定する等、その保全と都市景観への活用を推進します。
- ③ 建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導や、電線類の地中化等の無電柱化を図り、魅力ある街並みの形成を推進します。
- ④ 地域住民の合意のもと、地区計画(*)等により、建築物等の規制・誘導を図ります。

【見直し後】

2) 市民・事業者・行政が協働して、都市景観の保全・創造に取り組めます。

(整備方針)

- ① 碧南市景色づくり計画に基づき、市民・事業者・行政の協働による、景観資源を保全・活用・創造するための取組を推進します。
- ② 地域の重要な景観資源は、景観法に基づく景観重要建造物(*)や景観重要樹木(*)に指定する等、その保全と都市景観への活用を推進します。
- ③ 建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導や、電線類の地中化等の無電柱化を図り、魅力ある街並みの形成を推進します。
- ④ 地域住民の合意のもと、地区計画(*)等により、建築物等の規制・誘導を図ります。

碧南市景色づくり計画が、令和3年に景観法に基づく景観計画への移行と合わせて改定されたことに伴い、文言を修正

見直し内容 地域別構想－西端地域

【56ページ】

第5章 地域別構想

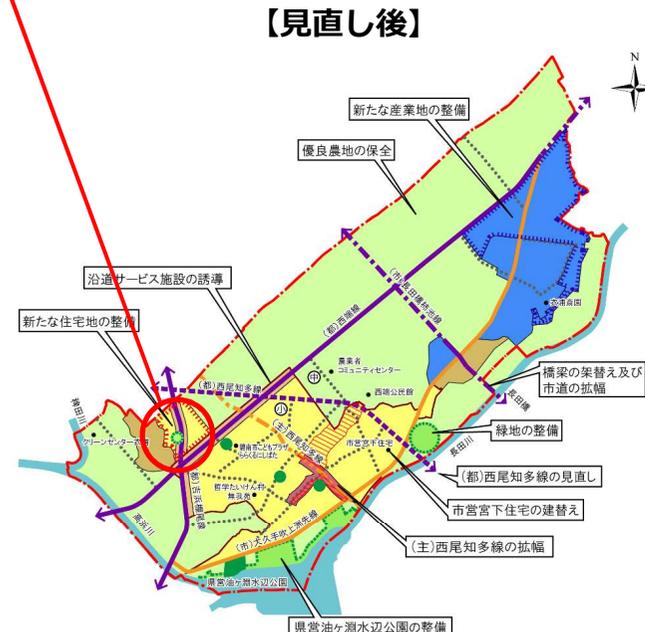
2. 各地域のまちづくり構想

(1) 西端地域のまちづくり構想

図5-9 西端地域のまちづくり方針図



本マスタープラン策定時は公園の位置が定まっていなかったため、方針図には新たな住宅地のほぼ中央に図示していたが、西荒居公園として都市計画決定したことから実情に合わせて位置を変更



凡例

住宅地	主要幹線道路*	都市公園・緑地(既設)	新たな住宅地の整備
商業地	都市幹線道路*	都市公園・緑地(計画)	新たな産業地の整備
工業地	地区幹線道路*	その他の公園等	密集市街地の改善
住工共生地	補助幹線道路*	主要施設	
沿道複合地	主要な区画道路	地域界	
農地	鉄道・駅	市街化区域(現況)	
既存集落地等	河川		

※ 道路の破線表示(-----)は構想または計画で現道なし、一点鎖線表示(-.-.-)は構想または計画で現道あり

凡例

住宅地	主要幹線道路*	都市公園・緑地(既設)	新たな住宅地の整備
商業地	都市幹線道路*	都市公園・緑地(計画)	新たな産業地の整備
工業地	地区幹線道路*	その他の公園等	密集市街地の改善
住工共生地	補助幹線道路*	主要施設	
沿道複合地	主要な区画道路	地域界	
農地	鉄道・駅	市街化区域(現況)	
既存集落地等	河川		

※ 道路の破線表示(-----)は構想または計画で現道なし、一点鎖線表示(-.-.-)は構想または計画で現道あり

見直し内容 地域別構想－新川地域

【60ページ】

(2) 新川地域のまちづくり構想

3) 地域のまちづくり構想

分野別方針

a.土地利用の方針

【見直し前】

- ⑤ 市街化区域(*)に隣接する山下町は、北新川駅に近接する地理的な特性を活かし、新たな住宅地として市街化区域への編入を検討します。その際、浸水等の災害防止に十分配慮します。

災害リスクが高いことから、
住宅地の位置づけを削除

削除

【見直し後】

【61ページ】

c.公園・緑地の方針

【見直し前】

(新規)

- ⑤ 浅間神社等の社寺林は、生活に身近な緑として、その保全を促進します。
⑥ 衣浦臨海工業地帯と市街地との緩衝的な役割を果たしている緩衝緑地は保全をします。

山下町のグラウンド等整備を新規に位置づける。

【見直し後】

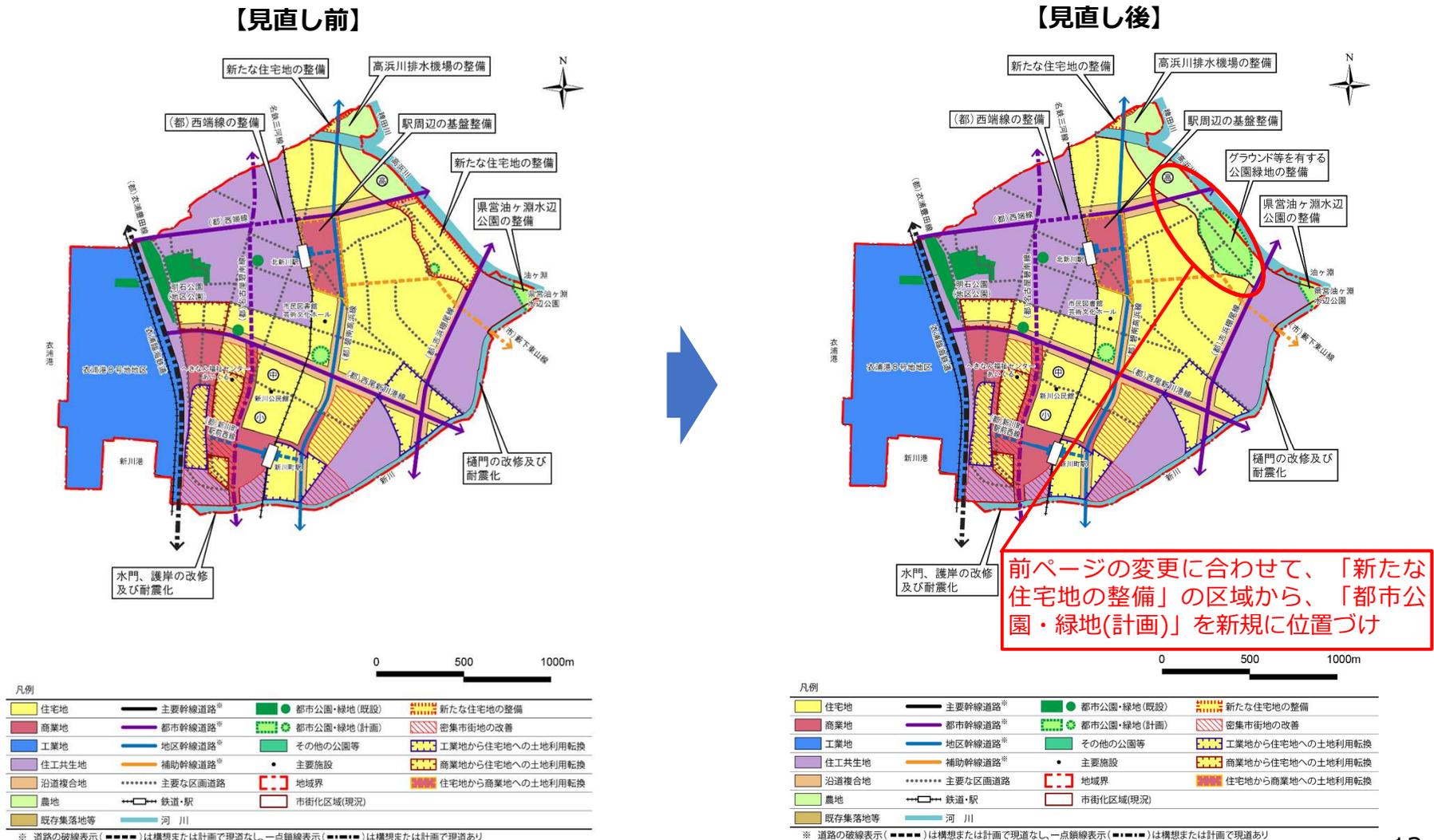
- ⑤ 山下町において、市民のスポーツや健康増進活動の場として、グラウンド等を有する公園緑地の整備を推進します。
⑥ 浅間神社等の社寺林は、生活に身近な緑として、その保全を促進します。
⑦ 衣浦臨海工業地帯と市街地との緩衝的な役割を果たしている緩衝緑地は保全をします。

見直し内容 地域別構想－新川地域

【63ページ】

(2) 新川地域のまちづくり構想

図5-17 新川地域のまちづくり方針図



見直し内容 地域別構想－大浜北部・棚尾地域

【82ページ】
（5）大浜北部・棚尾地域のまちづくり構想
3）地域のまちづくり構想
分野別方針
b.交通施設の方針

【見直し前】

- ⑥（都）碧南駅前線及び碧南駅西駅前広場は、駅へのアクセス強化と安全な歩行空間を確保するため整備を推進します。



碧南駅西駅前広場の整備完了に合わせて、文言を削除

【見直し後】

- ⑥（都）碧南駅前線は、駅へのアクセス強化と安全な歩行空間を確保するため整備を推進します。

【84ページ】
g.都市景観形成の方針

【見直し前】

- ③ 景観法を適用する等、地域住民とともにてらまちの景観に配慮した整備を進めます。



碧南市景色づくり計画が、令和3年に景観法に基づく景観計画への移行に合わせて改定されたことに伴い、文言を修正

【見直し後】

- ③ 碧南市景観条例及び碧南市景色づくり計画を適切に運用し、地域住民とともにてらまちの景観に配慮した整備を進めます。

【84ページ】
i.その他施設整備の方針

【見直し前】

（新規）



外国人学校の整備に関する記載を新規追加

【見直し後】

- ① 碧南レールパークと矢作川を結ぶ公園緑地に隣接して外国人の学びの場を確保し、地域社会に根差した交流空間として機能することを推進します。

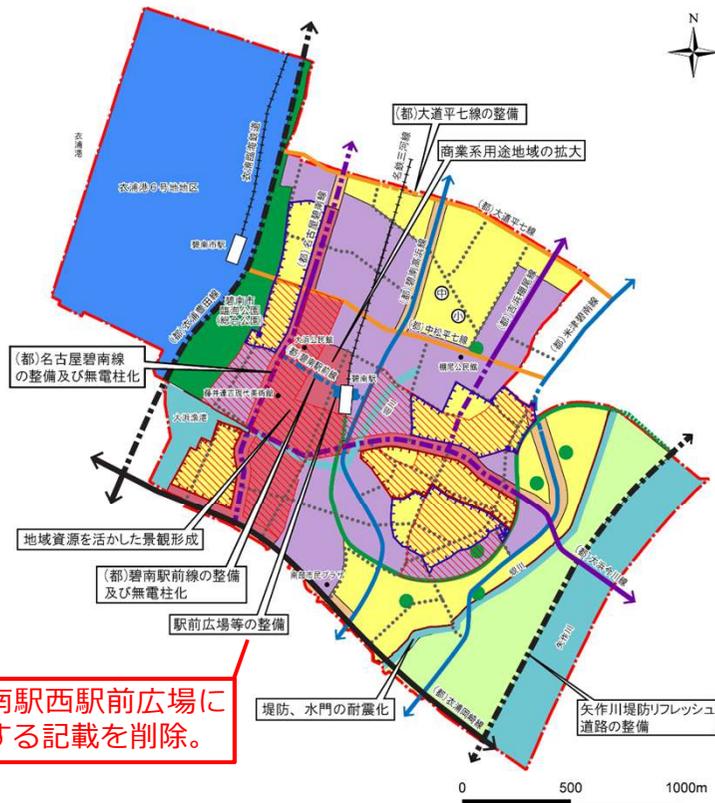
見直し内容 地域別構想－大浜北部・棚尾地域

【85ページ】

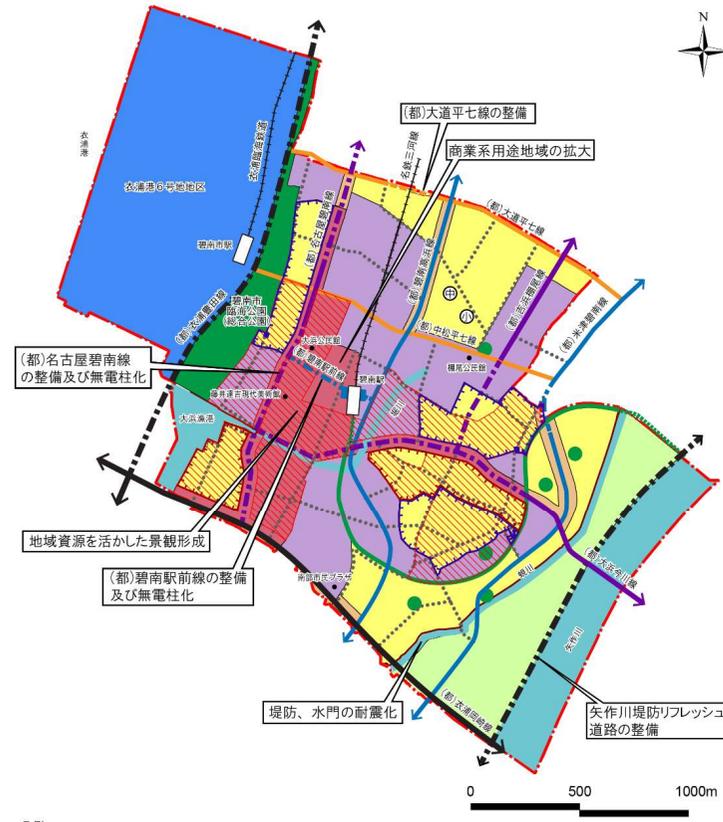
(5) 大浜北部・棚尾地域のまちづくり構想

図5-41 大浜北部・棚尾地域のまちづくり方針図

【見直し前】



【見直し後】



凡例	
住宅地	主要幹線道路 [※]
商業地	都市幹線道路 [※]
工業地	地区幹線道路 [※]
住工共生地	補助幹線道路 [※]
沿道複合地	主要な区画道路
農地	鉄道・駅
既存集落地等	河川
都市公園・緑地(既設)	都市公園・緑地(計画)
その他の公園等	主要施設
地境界	市街化区域(現況)

※ 道路の破線表示(---)は構想または計画で現道なし、一点鎖線表示(—)は構想または計画で現道あり

凡例	
住宅地	主要幹線道路 [※]
商業地	都市幹線道路 [※]
工業地	地区幹線道路 [※]
住工共生地	補助幹線道路 [※]
沿道複合地	主要な区画道路
農地	鉄道・駅
既存集落地等	河川
都市公園・緑地(既設)	都市公園・緑地(計画)
その他の公園等	主要施設
地境界	市街化区域(現況)

※ 道路の破線表示(---)は構想または計画で現道なし、一点鎖線表示(—)は構想または計画で現道あり

見直し内容 地域別構想－大浜南部地域

【90ページ】

(6) 大浜南部地域のまちづくり構想

3) 地域のまちづくり構想

分野別方針

c.公園・緑地の方針

【見直し前】

- ③ 近隣公園(*)は、碧南伊勢土地区画整理事業(*)により伊勢町公園の整備を推進します。
- ④ 前浜緑地の松林、大浜熊野大神社等の社寺林等は、生活に身近な緑として、その保全を促進します。
- ⑤ 衣浦臨海工業地帯と市街地との緩衝的な役割を果たしている緩衝緑地は保全をします。
- ⑥ 都市緑地の保全と活用を図ります。



伊勢町公園整備完了に合わせて、
項目を削除

【見直し後】

- ③ 前浜緑地の松林、大浜熊野大神社等の社寺林等は、生活に身近な緑として、その保全を促進します。
- ④ 衣浦臨海工業地帯と市街地との緩衝的な役割を果たしている緩衝緑地は保全をします。
- ⑤ 都市緑地の保全と活用を図ります。

見直し内容 地域別構想－大浜南部地域

【92ページ】

(6) 大浜南部地域のまちづくり構想

図5-49 大浜南部地域のまちづくり方針図

